

2018
11



商工神奈川

No.731

TOP NEWS ▶ 改正個人情報保護法の概要

Contents

〈巻頭〉改正個人情報保護法の概要	2
モノづくりバビリオンwithかながわ2018	4
組合Q&A	5
組合あてな	6
中央会トピックス	9
情報連絡員の声	10
PRひろば、専務理事のちょっと役に立つ話	12
今月の逸品・編集後記	13



連携で明日を拓く

神奈川県中小企業団体中央会

URL <http://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

改正 個人情報保護法の概要



日本大通り法律事務所
弁護士 河野隆之氏

はじめに

平成29年5月30日から、改正個人情報保護法(以下「改正法」といいます。)が施行されました。

改正法では、いわゆる中小企業者も適用対象となり、ほぼすべての企業がこの改正法を遵守しなくてはならないことになりました。

改正法を遵守しても企業が利益を生まないかもしれません。しかし、昨今の個人情報意識の高まりを前提にすると、改正法を遵守していないことで、社会的非難を受け、大きな損害に発展するリスクがあります。

今回はポイントを絞って皆様にお伝えいたします。

そもそも個人情報って？

個人情報とは、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わず、とても広範囲な情報です。

そして、今回の改正法では①身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号(例:顔認証データ)②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号(公的な番号)(例:マイナンバー)といった、近年特に注目される個人情報も含まれることになりました。

高性能の監視カメラを導入するなどした場合、AI技術の発達により、企業としても無意識に個人情報を取得していることもありますので、ご注意ください。

遵守すべき4つのルール

企業として守るべきルールは大きく分けて以下の4つになります。

1 取得・利用のルール

①利用目的を特定して、その範囲内で利用し、②利用目的を通知又は公表する必要があります。

具体的には、契約書やお客様カードに「メールマガジンの配信のために、お客様の個人情報を利用させていただきます。」等の記載をしておく必要があります。

2 保管に関するルール

①漏えい等が生じないよう安全に管理し、②従業員、外部委託先にも安全管理を徹底することが必要になります。

具体的には、

- i 個人情報に関する規定を定める
- ii 紙で個人情報を管理している場合は鍵のかかる引出しで保管する
- iii パソコン等で管理している場合はファイルにパスワードを設定する
- iv セキュリティ対策ソフトウェアを導入する
- v 従業員が個人情報を言いふらしたりしないよう従業員研修を行う

といった数々の対策が必要です。

なお、従業員数が100人以下の企業については、この保管に関するルールは緩和されていますが、昨今の個人情報保護意識の高まりを考えると、保管に関するルールも可能な限り遵守していることが重要です。

3 提供に関するルール

取得した個人情報を第三者に対して提供する場合、①事前に本人からの同意を得て、②個人情報を提供した側もされた側も記録する必要があります。

具体的には、取得した個人情報を、グループ企業や提携先業者などと情報共有する場合には、契約書等の書面に「本契約において取得した個人情報につき利用目的の範囲内でグループ企業である〇〇株式会社と情報を共有させていただきます。」等記載し、提供時に記録する必要があります。

なお、法令に基づく場合や(例：警察からの照会)、人の生命・身体・財産の保護に必要且つ、本人の同意取得が困難(例：災害時の被災者情報の自治体等への提供)な場合には、事前の同意は不要となります。

4 本人からの開示請求等に関するルール

本人から個人情報を、①開示等の請求(見せて欲しい・誤りを訂正して欲しい等)があった場合はこれに対応し、②苦情等に適切・迅速に対応する必要があります。

罰則について

事業者の法遵守の状況は、個人情報保護委員会が監督し、必要に応じて立入検査を行い、実態に応じて指導・助言、勧告、命令を行います。この命令にも従わない場合には、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられる等します。

また、虚偽の報告をした場合には30万円以下の罰金、従業員が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供・盗用をした場合には、当該従業員が1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科せられるとともに、場合により企業にもこの罰金を科せられます。

上記のような罰則だけではなく、個人情報を杜撰に扱うと、社会的に非難されたり、クレームを受け、大きな損害を受けたりするリスクがありますのでご注意ください。

このページのまとめ

- ・ 法改正によりほぼ全ての企業で個人情報保護対策が必要
- ・ 個人情報の取得には、利用目的を特定・明示が必要
- ・ 個人情報の第三者への提供には、事前の同意が必要
- ・ 個人情報の保管には、セキュリティ対策や従業員研修等が必要
- ・ 個人情報を杜撰に扱うと社会的非難を受け大きな損害に発展するリスク

モノづくりパビリオンwithかながわ2018の開催

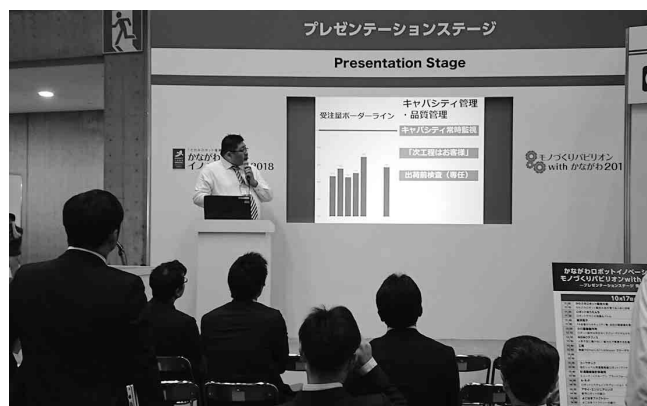


神奈川県内企業等による生活支援ロボットやモノづくりに関する製品・技術のPR及び販路開拓を目的とした展示会、「モノづくりパビリオンwith かながわ2018」が、平成30年10月17日(水)～19日(金)の3日間にわたり、生活支援ロボット技術交流事業実行委員会(神奈川県、一般社団法人日本ロボット工業会、日刊工業新聞社、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所)の主催で、東京ビッグサイト 東ホール(東京都江東区)にて開催されました。本展示会は、国内最大級のサービスロボットを中心としたロボット関連技術の専門展示会である「Japan Robot Week 2018」とモノの“高付加価値化”を提案する「モノづくりマッチング Japan 2018」の展示会場内に神奈川ブースエリアとして開催され、多くのものづくりや革新的サービスを行う企業の展示出展があり、会場内では参加者による技術交流や商談が活発に行われました。

本会では「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金(ものづくり補助金)フォローアップ事業」の一環として、補助事業者10社による会場内ブースを活用した共同出展を行いました。出展事業者は補助事業の事業化や成果に対する評価を得る貴重な機会を有効に利用するため、ものづくり補助金を活用して開発した製品・サービスを軸に、各出展ブース内で3日間を通して、製品サンプルの展示や映像、実演、チラシの配布等を行い、自社の技術・製品をアピールしま

した。また、展示会場内に併設されたステージでは、出展者ごとに工夫を凝らした方法によりプレゼンテーションが行われ、多くの来場者が足を止めて興味深げに聞き入る様子が各日見受けられました。

本展示会の出展者からは、「来場したエンジニアが持つ悩みに対して、自社サービスの紹介も含めてしっかり対応し話げできた」、「業種からあたりをつけてブースにいらした方や、自社を目的に来たわけではないが製品に興味を持ていただいた方々の双方ともに、今後の事業につながりそうな収穫がありよかった」等の声が聞かれました。併催されている「かながわロボットイノベーション2018」、各出展ブース、プレゼンテーションステージともに連日賑わいを見せたほか、「Japan Robot Week 2018」では3日間で32,681名、「モノづくりマッチング Japan 2018」では15,312名と、モノづくりパビリオンにおいても多くの来場者があり、盛況のうちに展示会は閉幕しました。



神奈川県中小企業団体中央会 ものづくり補助金 フォローアップ事業 出展企業一覧 (順不同)

株式会社ナガオシステム(川崎市)
株式会社コヴィア(横浜市)
株式会社荏原精密(横浜市)
株式会社コーケン(横浜市)
株式会社エーシーエム(横浜市)

株式会社ナノカム(横浜市)
株式会社ワンダーフューチャーコーポレーション(横浜市)
株式会社コイワイ(小田原市)
株式会社不二 WPC(相模原市)
株式会社ファインテック(横浜市)

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q

&

A

第14回



日本大通り法律事務所
パートナー弁護士
池田賢史 先生

Q1. 役員改選時における代表理事選定の手順について教えてください。

A1.

平成29年4月28日付で、全国中小企業団体中央会から各都道府県中小企業団体中央会宛てに「役員改選時における代表理事選定に際しての手順徹底について」と題する書面が送付されました。

役員改選時における代表理事選定の手順が「法律及び定款に基づかない不適切な方法にて行われている」として、法務局が代表理事変更の登記申請を受理しないケースが出てきているので、適切な手順を徹底するようにして欲しい、という内容の書面です。今後問題となる可能性も否定できませんので、この機会に少しでも説明をしたいと思います。

最初に、理事の任期についての法律及び定款の規定内容について説明をしておきたいと思います。

中小企業等協同組合法36条1項で、理事の任期は「2年以内において定款で定める期間とする。」と定められています。

これを受けて、多くの組合の定款では、理事の任期を「2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時まで」のいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。」と規定しています。

ここでポイントとなるのが、理事の任期が「総会の終結時まで」とされている点です。

この定款の規定が、役員改選時における代表理事選定手続に大きく影響を及ぼします。

次に、役員改選時の通常総会の手順について説明をします。

多くの組合では、役員改選時の通常総会において、以下のような手順を踏んでいると思います。

- ①理事選任の議案について議決する
- ②新理事が選任された後、総会を一時中断し、新たに選出した理事により理事会を開催し代表理事を選任
- ③総会を再開し、代表理事を紹介
- ④総会議事録、理事会議事録、役員変更届書の作成・行政庁への提出、代表理事変更の登記申請

ところが、ここで問題となるのが②と④の手順です。

②については、多くの組合では、前述のとおり理事の任期が「総会の終結時まで」に伸長されていることから、②の理事会の時点ではまだ新理事の任期は開始していません。

すなわち、②で開催されたのは有効な理事会ではなく、定款違反により開催された理事会（いわば予選）ということになるのです。

④についても、②と同様の点が問題となります。

定款違反により開催された理事会で代表理事を選任することは不適切であるため、そこで選定された代表理事変更の登記申請が受理されないケースが出てくるのです。

では、登記申請が受理されない危険を回避するためにはどのように対応すればいいのでしょうか。

考えられる方法は3つありますが、どの方法にも共通することは、代表理事を選任するための理事会は、役員改選を議案とした通常総会の「終了後」に開催しなければならないということです。

- (1)通常総会終了後、出席者にそのまま待機していただき、別室にて理事会を開催し代表理事を選定し、総会出席者に紹介
- (2)通常総会終了後に懇親会等を実施する場合は、その準備の間に別室にて理事会を開催し代表理事を選定し、懇親会等にて紹介
- (3)後日改めて理事会を開催する

(3)の場合には、通常総会当日に代表理事を紹介することはできなくなります。

また、(1)、(2)の場合には、事前に理事会の招集手続がなされていないので、理事全員の同意が得られない場合には理事会を開催することができないことに注意が必要です。

(1)～(3)の方法であれば、法務局が登記申請を受理しない危険性はないと考えられます。

⑤ 回答内容は個別の組合の事情によって異なる場合があります。

組合個別
専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律、税務・経理

平成30年

12月5日(水)

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組織支援部 TEL:045-633-5133



「ちくさんフードフェア2018」を開催

日本食肉流通センター川崎冷蔵事業協同組合、神奈川県食肉事業協同組合連合会

日本食肉流通センター川崎冷蔵事業協同組合、神奈川県食肉事業協同組合連合会ほか3団体は、平成30年10月6日(土)、7日(日)に公益財団法人日本食肉流通センター(川崎市川崎区)にて、「ちくさんフードフェア2018」を開催しました。



当イベントは、“お肉の「おいしさ」、「食べる楽しさ」を体験しよう!!”をテーマに開催され、食肉やお肉を使った食品の販売、また情報提供を通じて安全で美味しい食肉を来場者にPRしていました。

BBQ インストラクターが絶妙な火加減で焼き上げた葉山牛、生粋かながわ牛、さつまビーフ、かごしま黒豚などのフェア「一押し食肉」の試食コーナーでは、お肉の美味しさを体感しようと長蛇の列ができました。

また、全国味めぐりコーナーや地域物産展コーナーが設けられ、食肉以外の様々なジャンルの店も出展し、家族連れを中心に賑わい、イベントコーナーでは、消防音楽隊や創作和太鼓集団の演奏会、仮面ライダーショーなどが開かれ、会場を盛り上げました。



「秋・銀座祭」を開催

相模大野銀座商店街振興組合

平成30年10月8日(月)に相模大野銀座商店街振興組合は、プラザシティ相模大野公園及び商店街区(相模原市南区)にて、「秋・銀座祭」を開催しました。当初は9月30日の開催を予定していましたが、台風の影響で延期しての開催となりました。



公園広場

「銀座祭」は、毎年夏又は初秋に開催しており、若者男女が集う恒例イベントとして地域に根付いています。「銀座祭」は昨年からサンバパレードを取り入れて開催したところ好評だったことから、今年は昨年と比べてさらに“サンバ色”を前面に出したイベントとしました。サンバパレードでは、踊り子と楽団、そして飛び入りの一般参加者とともにメイン会場と相模大野駅近の広場まで往復して賑やかに街を練り歩きました。

当商店街に軒を連ねる個性的な飲食店に加えて、隣接する商店街からも出張出店がありました。このほか、イベント会場のステージでのバンド演奏、子供向けワークショップ、射的等、内容満載で、心もお腹も満たす盛大なイベントとなりました。

相模大野地区では、当商店街や隣接した商店街が一体となって、今後も様々なイベントを開催しますので、是非一度足を運んでみてはいかがでしょうか。



サンバパレードで賑わう商店街

～商店街に関するお問合せ～
相模大野銀座商店街振興組合 事務局
TEL : 042-749-4568

「フットサル大会」を開催

横浜駅西口五番街商店会協同組合

横浜駅西口五番街商店会協同組合は、平成30年10月14日(日)、クーバー・フットボールパーク横浜ジョイナス(横浜市西区)にて、「第5回横浜駅西口五番街・横浜FCフットサル大会」を、Jリーグの横浜FCとの共催により開催しました。

当商店街は、街のイメージアップを図るため、「横浜FCサポートタウン」となり、商店街アーチを横浜FCのカラーにし、街路灯もサッカーボール型に整備する等、横浜FCのサポーターが集える街づくりを進めており、フットサル大会もその一環として開催しています。昨年は台風の影響により中止となったため、2年ぶりの大会開催となりました。

今大会は小学3・4年生の部と大人の部との2部門に分かれて開催され熱戦が繰り広げられました。午後からは小学生を対象に、横浜FCスクールコーチ及び選手によるサッカー教室を開催しました。

さらに当日のサプライズ企画として、横浜FCのスタッフ・選手と大人の部の優勝チームによるエキシビジョンマッチも開催し会場を大いに盛り上げました。

最後に表彰式を行い、各部の優勝チームに対して当組合の宮田副理事長からトロフィーの贈呈、小学生の

部、大人の部の男性・女性の MVP 賞の表彰を行い、大会の幕を閉じました。

また、当商店街では横浜FCのほか、プロ野球チームの横浜DeNAベイスターズとも連携して安心・安全で明るい街づくりに向けて検討を進めております。



フットサル大会 大人の部

～商店街に関するお問合せ～

横浜駅西口五番街商店会協同組合 事務局

TEL : 045-311-3980

「健康ウォーキングラリー」を開催

協同組合戸塚旭町通商店会

平成30年10月20日(土)、協同組合戸塚旭町通商店会主催の「健康ウォーキングラリー」が開催されました。今回で5回目となり、開始時間前にも関わらず長蛇の列ができ、今回も多くの参加者で賑いました。

本イベントは、商店街に設置されたポイントを回るスタンプラリー形式で行われ、健康食の試食や血管年齢測定など健康にまつわるプログラムを無料で体験し、スタンプを6つ集めると景品がもらえるという内容です。

このイベントを実施するようになったきっかけは、平成24年に行われた戸塚駅前の再開発の影響により当商店街の街区が2つに分断され、多くの組合員が新しい地区のビルに移ってしまい来街者は激減し、動線も大きく変貌してしまったことです。そこで来街者を呼び戻すためイベントの企画をすることとなり、当商店街の街区には戸塚共立病院をはじめ、薬局やクリニックが多く集まっていることに着目し、「健康を応援する街」として健康に関するイベントを開催して「健

康づくり」に特化した商店街として定着させようと考え、「健康ウォーキングラリー」が始まりました。参加者からは「また参加したい」という声も多く聞かれ盛況裡にイベントは終了しました。

今後も「健康ウォーキングラリー」を中心に健康にまつわるイベントを企画していく予定です。



開始時間前から受付を待つ参加者

「第23回協同組合ダンスフェスティバル」を開催

神奈川県プロフェッショナルダンス協同組合

神奈川県プロフェッショナルダンス協同組合は、平成30年10月21日(日)、メルキュールホテル横須賀(横須賀市)にて、「第23回協同組合ダンスフェスティバル」を開催しました。

本イベントは、組合員及び組合員のダンス教室で指導を受けるアマチュアダンス愛好家の技術向上と、正しいダンス技術の普及を図るため、組合設立当初より毎年開催されている恒例のイベントです。今年は、フリーのダンスタイム、紅白戦、アマチュアデモンストレーション、プロフェッショナルデモンストレーションなど、様々なプログラム構成により企画されました。紅白戦では、紅組・白組に分かれた出場ペアが、ダンス種目ごとの全15ヒート(グループ分け)を競い合い、それぞれのペアの情熱的なダンスで魅了しました。最後には、プロフェッショナルデモンストレーションが行われ、プロのダンステクニックによる卓越したダンスで締めくくられ、会場は割れんばかりの拍手に包まれ、盛況のうちにフィナーレを迎えました。

当組合は、長寿社会における生涯スポーツ・健康維持としてのダンス、予防医療としてのダンスの研究や普及に努めております。来年3月には、スプリングダンスパーティーの開催も予定していますので、ご興味のある方はぜひ当組合までお問合せください。



～お問合せ～

神奈川県プロフェッショナルダンス協同組合
TEL : 046-834-6578

全日本漬物協同組合連合会 青年部「第37回全国大会 神奈川大会」を開催

神奈川県漬物工業協同組合 青年部

全日本漬物協同組合連合会 青年部「第37回全国大会 神奈川大会」(全日本漬物協同組合連合会 青年部主催/神奈川県漬物工業協同組合 青年部主管)が平成30年10月26日(金)、新横浜プリンスホテル(横浜市港北区)で開催され、漬物協同組合青年部約160名が全国各地から参集しました。第37回目となる今大会は「新たな出会いと融合」をテーマに、新たな出会いを通じて、新たな付加価値の創造の場にするを目的として開催されました。

式典では、青年部会の方針として5つの柱(①漬物の日の普及促進、②地域特産品委員会との連携、③日本食の普及運動との連携、④農業の継続と発展への寄

与、⑤青年部会全国ネットワークの確立と地域間交流の促進)を掲げるとともに、大会副実行委員長 安田琢磨氏より消費者の安全・安心の確保や漬物の消費拡大のため、衛生管理の徹底及び会員相互の連携をし、漬物業界の発展のために行動することが宣言されました。

式典終了後には、株式会社ムロオ 代表取締役社長 山下俊一郎氏より「物流による復興」をテーマとした講演、講演終了後には交流会が開催され、全国の漬物業に携わる参加者同士の交流懇親が図られ、会場は大いに盛り上がりました。



本会主催

「ヒット商品・サービス開発アイデア発想講座」を開催

本会は平成30年10月17日(水)、神奈川中小企業センタービル(横浜市中区)にて、県内中小企業組合、組合員企業、一般企業を対象に、「ヒット商品・サービス開発アイデア発想講座」を開催しました。

講師として、新商品開発支援・コンサルティング事業を展開されている、K-MAX コンサルティング代表河合正嗣氏にお越し頂き、講演では、売れる商品を作るために時代の変化を敏感にキャッチすることの必要性や、ヒット商品からヒット要因を分析し商品開発に活かすこと、商品ターゲットを明確に設定・分析することの重要性について説明されました。講義に続いてのグループワークを通じて、商品開発の流れを確認していき、新商品を作る過程を実際に体験することで理解を深めました。

講義終了後は、受講者から「実際に会社でも実践してみたい」との声があり、新商品開発への取り組みの活発化が期待されます。



神奈川県中小企業青年中央会

「平成30年度経営者セミナー」を開催

平成30年10月19日(金)、神奈川県中小企業青年中央会はホテル横浜ガーデン(横浜市中区)にて「平成30年度経営者セミナー」を開催しました。

当会は「組合の後継者養成」を基本理念に、組織や業界の次代を担うために若手経営者や次期後継者が必要な自己研鑽を積む交流団体として設立され、毎年秋頃に上記セミナーを開催しています。本年度は「地域の特性を活かし、行政と連携した町おこし事例」をテーマに、株式会社ココロ・ワークスの矢口壹琅(いちろう)氏を講師として招聘しました。矢口氏は現役のプロレスラーでもあり、当社の代表として、講演や音楽等、多岐にわたる活動をされており、現在は「まちおこしプロレス」を中心に事業を行っています。「まちおこしプロレス」とは、地域活性化を目的とした地元密着型のプロレスで、最近では横須賀、三浦等で開催され

ており、大きな反響を呼んでいます。

講演内容も「まちおこしプロレス」開催に至るまでの苦労した点や、どのようにして地域住民や行政を巻き込み、協力を得たのか等々、今後の事業活動に活かせる内容ばかりで、参加者の聞き入る姿がとても印象的でした。

セミナー終了後は引き続き、矢口氏を交えて情報交換会を行い、現役のプロレスラーを前に、会場は大きな賑わいをみせ、盛況の後、当セミナーは閉会しました。

～青年中央会に関するお問合せ～

本会企画情報部

TEL : 045-633-5134



講演される矢口氏



情報交換会

製造業

食 酒 造
平成30年7月の課税移出数量について、特定名称酒合計は前年比96.0%と前年を下回った。

料 ひもの
猛暑が続いた7月、8月よりは、若干客数は増えたが、前年同月比では売上が減少しており、原料も高値の為、苦しい状態が続いている。

品 製 麵
今年の9月は雨が多く、そのため外出を控えているのか、いつもの年より少し商品の出が悪いように感じる。

織 維 工 業 テントシート
9月の景況感は、前年に比べあまり変わらない上、大阪直撃の台風により神奈川でも資材不足が起きて納期等にだいぶ影響がでた。また、10月にはメーカー、問屋より資材の値上げ通知が出ており、今後ますます同業者内の格差が広がっていく。

木 木 材 品 家 具
住宅着工は減少局面に入り、小売、造り込み家具とも、売り上げは厳しい状況で、不振の中、従来好調だった脚物家具まで減少している。

印 製 本
引き続き厳しい状況で、廃業した会社の値段が安すぎて、値上をせざるを得なく、印刷会社の利益を圧迫したり、仕事自体がなくなってしまうことが多く見られる。

刷 印 刷
9月3日は日本印刷の祖である本木昌造の命日であり、「印刷の月」として、印刷が社会の中で果たしている役割を広く伝え、多くの方に理解して頂く活動をこの月に集中的に行うこととしている。

化学・ゴム 石油製品
石油業界の厳しい状況の中で、新分野への進出を試みていた石油製品製造組合員は8月頃から結果が出始め、本格的に進出することになったと聞く。収益状況の悪化は原油価格の高止まりだけでなく、生産費用が嵩んでいる理由は他にもあると思われる。

窯業・土石製品 生コンクリート
組合員工場の都合により出荷を停止した。

砕 石
台風など多雨の影響で大型案件を中心とした公共工事が順延しており、マンション・ビルの民需も弱めの動きで、骨材出荷がもたつき、売上は単月で減少した。

工業塗装
防衛産業分野不振のため、民需転換を図っており、民需分野は、需要が増加しつつある。規模を縮小していることもあるが、競合他社も繁忙しているようで、需要は回復しつつあるように思う。

鉄 鋼 工業団地
受注・売上状況はほぼ横這いの状況が続いており、原油高の関係で、収益を圧迫する要因が見られる。採用状況は、新卒・中途含め厳しく、推進が更に必要な状況。

工業団地
マクロの業界動向も不透明で、景気の先行きも読めない状況と人手不足で今後が心配。当組合のETC利用額推移については、平成30年度上期は前年対比5%減。

金 属 属 メッキ
ここに来て生産額の増加組と減少組がはっきりし始めたが、全体では前年同期と比較して若干の増加。組合青年部の活動が活発で、青年部が中心となり、展示会に向けての準備がまった。

金属製品
このところ大きな動きはなく、米中貿易・日米貿易の動きに関心があり動向を見守っている状態。

輸 送 機 器 指定業者（船舶）
海外政府が破綻寸前の造船メーカーに数兆円を注入し、そのメーカーは、その資金を後ろ盾に採算を度外視した安値攻勢を掛け受注している。大量受注された余波は日本メーカーに容赦なく襲いかかり、軒並み赤字決算となった。

製 造 業 工業中心の複合業種
景況に大きな変化なく、人材不足は相変わらず厳しい状況である。また、人材不足にもかかわらず、「働き方改革」による残業時間の指導も徐々に始まり、さらに厳しい状況となりそうである。一部の企業は、外国人の雇入れも考え始めている。

景況天気図 (前年比)										
	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況	
										
	-20.3%	0.0%	0.0%	-8.1%	-33.8%	-23.0%	8.7%	-12.2%	-25.7%	
製造業										
	-4.3%	8.7%	-13.0%	-13.0%	-26.1%	-17.4%	8.7%	-4.3%	-26.1%	
非製造業							—			
	-27.5%	-4.2%	5.9%	-5.9%	-37.3%	-25.5%	—	-15.7%	-25.5%	

【天気図の見方】各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値(KJ)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。

 快晴 30以上
 晴れ 10~30未満
 曇り 10未満
 雨 -10超~ -30未満
 雪 -30以上

※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸	菓子 売上は昨年と比較すると悪かったようである。酷暑と天候不順により売上が伸びなかったようで、ガソリン価格の上昇も少し問題になってきている。
	卸団地 当卸団地として取組みを進めている人材確保、人材育成を推進する研修環境が整ってきており、11月にハローワークと連携し、合同就職面接会を実施する。
	料理材料卸 外食産業は8・9月と連続して前年比減少傾向にあり、はっきりとした原因はつかめないが、生活者の財布のひもが固いことが要因と思われる。
売	リサイクル 古紙市況は、アジア向けの輸出が上昇基調で強気ムードが継続している。問屋在庫は夏場の季節的要因から減少が続いてきたが、秋季は発生量が向上していくことが期待されている。
	菓子 今年は酷暑のためか、個人店舗は買い物のお客様が少なくなったが、日頃から地元密着で繋がりを作るようにした結果、注文・売上は昨年より増加した。
	新聞販売 新聞購読層が高齢化している。
小	青果 9月に入っても天候は安定せず、前月に引き続き、高温・台風の影響により、葉もの、果菜類中心に入荷減で、仕入品揃えには厳しい状況であった。総体的には、相場は高値が続いたため、販売量と取引高が上昇した。
	青果 9月上高は、前年同月対比6.12%の減少、台風の影響と野菜価格低下と果実の入れ変わり時期が重なったのが減少の原因と思われる。今年は台風の通過が多く、産地被害が出ており、今後の柑橘類やリンゴ類の価格にどう影響を及ぼすか心配である。
	電化製品 夏物商品も一段落したので、今後は、本年12月からの新4K・8K衛星放送開始によってテレビの需要が活発化することに期待。
売	鮮魚 旬のサンマ漁が不安定で、小売価格の設定が難しく、相変わらず入荷量が少ない。
	燃料 9月に入り、石油元売会社の輸入コスト増により、仕切り価格が上昇。JX系列では末月までにリットルあたり3～4円上昇傾向したため、末端販売価格もリットルあたり155円近くに上昇すると考えられる。
	共同店舗 小売業全体の景気が悪く、お客様の高齢化のため、天候不順や猛暑で外出が減り、売上が減少。
業	オートバイ 7・8月に比べて、9月は少し持ち直した感があるが、車両価格の高騰により若年層の購入者は相変わらず厳しい状況が続いている。
	川崎市 今年の夏は目まぐるしく変わる天候だったが、9月は更に天候不順がひどく、各店昨年対比では厳しいお店が多いようである。10月はイベントが多いが、物販店の売上には繋がらないのが残念。
	横須賀市 9月期は雨天が多く、伸び悩み傾向。10月期は10月27日(土)に横須賀中央エリア各所で「ハロウィンフェスティバル」と「街市よこすか」を同時開催する。

商店街	相模原市 猛暑が収まり、朝市等も来場者が増えたが、後半に台風の接近で、骨董市が中止になる等、変化が多かった。商店街利用者には高齢者が多いため、年々来街者が減少し、若い世代は郊外のショッピングセンターへ行ってしまい、商店街がさびれていく。
	温泉旅館・ホテル 2週連続で3連休があったが、学校行事や台風等の自然災害の影響で日本人客の減少があった。
	建物管理 人材不足悪化のため、新規業務受注も困難になっている。
サ	専門サービス（ダンス教室） 9月に本年度第3回ダンス技術検定試験を開催し、技術の向上、健康づくりの効果と楽しそうな受験生の姿に感動し、健康産業としてますます努力するのみである。
	プラント設計 人手が足りないくらい忙しく、今後はさらに人員確保に苦労しそう。
	ファイナンシャルプランナー 半期(4～9月)の業績はほぼ昨年並である。相談業務についても堅調に推移しており、セミナーの無料個別相談会を通じて、ビジネスに結びつけることができた。
ス	不動産鑑定 9月の中古戸建住宅の成約件数は横浜市、川崎市、県下いずれも増加しているが、横浜市、川崎市では成約価格は下落しているため、今後の動向に注視したい。
	自動車整備業 28年、29年と比べ台数・売上高が減少しており、今月は在庫数に伸び悩みがあったものの、後半(最後の週)に急上昇した。
	管工事業 管工事に係る機材の販売価格も大きな変化はなく、やや好況で推移している。今後の下期発注の公共工事等に期待したい。
建	空調設備工事 10月以降から遅れていた工事や新たに始まる工事などが重なり、かなりのダクト屋が忙しくなりそう。そのために、人手不足が大きな問題かと各社懸念している。
	畳工事 各企業・事業所の景気は好転しているが、どこも人手不足で頭を悩ませており、業界も職人の減少で仕事量が悪化している。涼しくなったので、今後は一般客の受注を期待したい。
	運 道路貨物 人手不足は慢性的であり、改善の兆しは見えず、その影響で売上高も減少傾向にある。また、最近の原油価格の高騰で収益状況も悪化している。
輸	道路貨物 車両不足により、月末は運賃が上昇し、燃料(ガソリン)代高騰、人手不足による人件費上昇で収益が悪化したが、働き方改革で荷主側の配慮があり、取引条件は好転している。
	業 歯科技工 先月の天候異変により、仕事が9月に繰延べし、売上げ増加及び在庫の減少があり、景況は好転した。
	不動産 IT企業が不動産業界に参入してきている。今は売買でも賃貸でもバーチャル空間での物件案内程度だが、投資物件となるとビッグデータをもとに色々な提案をしているようだ。この先、不動産の知識だけでは生き残るのは難しい時代となるので、企画や提案のできるコンサルタントの知識もより一層必要になる。
その他の非製造業	

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果期待されます。社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、収益の拡大ひいては企業の成長・発展につなげることができます。

他方、長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、メンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性は低下します。また、離職リスクの上昇や、企業イメージの低下など、さまざまな問題を生じさせることとなります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められています。

働き方・休み方改善ポータルサイトは、企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや、改善に役立つ情報を提供するサイトです。働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。

URL : <https://work-holiday.mhlw.go.jp>

おすすめコンテンツ ①

企業の取組事例を検索できます

働き方改革に取り組んでいる企業の事例について、業種別、規模別で検索したり、キーワード検索ができます。厚生労働省が取材した先進事例、コンサルタントによる働き方の課題分析から提案、その後の取組状況までを示した事例等、多様な事例を紹介しています。自社の働き方改革の取組の検討の参考に活用ください。

【検索画面】

【働き方改革取組事例】

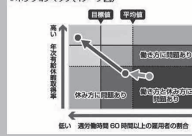
【指標を使った診断取組事例】

おすすめコンテンツ ②

企業・社員向けの診断ができます

「働き方・休み方改善指標」を用いることで、長時間労働や年次有給休暇に関する状況を把握しやすくなります。あなたの会社の「働き方・休み方改善指標（企業向け）」を作成し、実績と課題の把握を行いましょう。指標を用いた診断を行うと次のポジションマップとレーダーチャートが表示されます。

※ポジションマップ（イメージ図）



※レーダーチャート（イメージ図）



「ポジションマップ」と「レーダーチャート」を使うことで次の3つが可能になります。

- 1 働き方や休み方に関する問題の有無が分かります。
- 2 企業の人事労務担当者が自社の状況をチェックすることで、働き方や休み方に関する課題や課題を分析することができます。
- 3 企業が自社の働き方や休み方の改善に向けて、対策を検討するためのヒントが得られます。

※ID登録していただくことで診断結果の保存ができ、過去のデータとの比較ができます。自社のIDを登録し、企業における取組の進捗状況もチェックしましょう！

★働き方・休み方の課題別の対策を紹介するページも設けています。
★サイト内検索や、スマートフォンにも対応しています。
今後も、働き方・休み方の改善に関するコンテンツを追加する予定です。

(H30.9月版)

専務理事のちょっと役立ち話

No.15

今回のテーマは「最低賃金制度」についてです。

10月1日に神奈川県 lowest wage (以下「最賃」)が前年より27円アップして983円になりました。「最賃は安い方がよい」と主張するつもりはありませんが、中小企業の平均的な賃金上昇率(1.4%程度)をベースに考えてほしいものだと思います。

こここのところの大幅上昇は政府の成長戦略の一環とも言われています。ただ、そもそも最賃制度は罰則規定がある規制行政です。賃金上昇を市場原理の後押しではなく規制行政によって成し遂げようというのは、理論的に無理があるような気がします。

最賃はほぼすべての従業員が対象になり、主たる生計者でなく、扶養の範囲を飛び出したいという人にも適用されます。人手不足の中、パート社員が重要な戦力である中小企業にとっては、最賃がアップした分、労働時間をカットしないといけなくなります。

最賃に関する労働者側の主張は「労働者が最低限の生活を営むのに必要な水準」です。であれば、最賃制

度の対象を主たる生計者に絞るべきでしょう。さらに言えば、県内どこでも同じという最賃額の決め方も問題がありそうです。最低限度の生活費の指標である生活保護の支給額は、横浜・川崎と県西郡部とでは月4万円以上の差があります。これを時給換算してみてください。大きな開きがあることがわかります。

大幅引き上げの場合、10月施行というのも問題です。この時期に最賃の社員の賃金をアップさせますが、その上の社員も、同じ賃金差を保つため、アップさせざるを得ません。これでは春の賃上げは難しくなります。さらに、お客様と年間契約を結んでいる業界などでは、年度途中での契約額アップは難しく、賃金の大幅引き上げを吸収できなくなります。

文句ばかりになってしまいました。規制行政というのは、強制力がある分、慎重な運用が求められますし、制度に矛盾があれば、早急の改正が必要となるわけです。引き上げ額を今の半分にすれば、法改正して対象を主たる生計者に絞るか、何らかの対応を求めたいものです。

(西村)

12 商工神奈川 2018年11月号

逸品の今月

～『かながわの名産100選』より



#15 横浜芝山漆器

横浜開港当時の伝統工芸品。貝殻、牛骨、珊瑚、象牙等を模様に切り、漆の中にはめ込んでいる。横浜で生産されている。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
TEL : 045-285-0739(直通)

編集後記

朝晩めっきりと涼しくなってきました。最近日は落ちるのが早く、秋の気配を感じております。話は変わりますが先日、日本代表 vs ウルグアイ代表の国際親善試合を観戦してきました。日本が4対3で勝利しましたが、ウルグアイ代表に勝利したのは22年ぶりとのこと。この試合観戦を機に私も久しぶりに友人を誘ってサッカーをしようかと思う今日この頃ですが、皆様も体調を崩されませんようご自愛ください。

企画情報部担当者

労務全般専門相談

○通常相談は無料、秘密厳守○

ご相談
常時受付中



↓お問合せはこちらまで↓
神奈川働き方改革推進支援センター
TEL : 045-307-3775
(平日 9時～17時)

神奈川県信用保証協会

金融支援
創業支援
経営支援

もっと身近に!
70年の
感謝をこめて



メルマガ会員
募集中

メリット

- ① 資金調達がスムーズになります
- ② 自治体実施の低利固定の制度が利用できます
- ③ 事業の成長や改善をサポートします

随時ご相談をお受けしています

営業部
045(681)7178

川崎支店
044(222)7811

小田原支店
0465(23)0138

横須賀支店
046(822)3821

藤沢支店
0466(23)0792

厚木支店
046(221)0633

相模原支店
042(752)0575

<http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

企業型確定拠出年金の導入はおすすめですか？

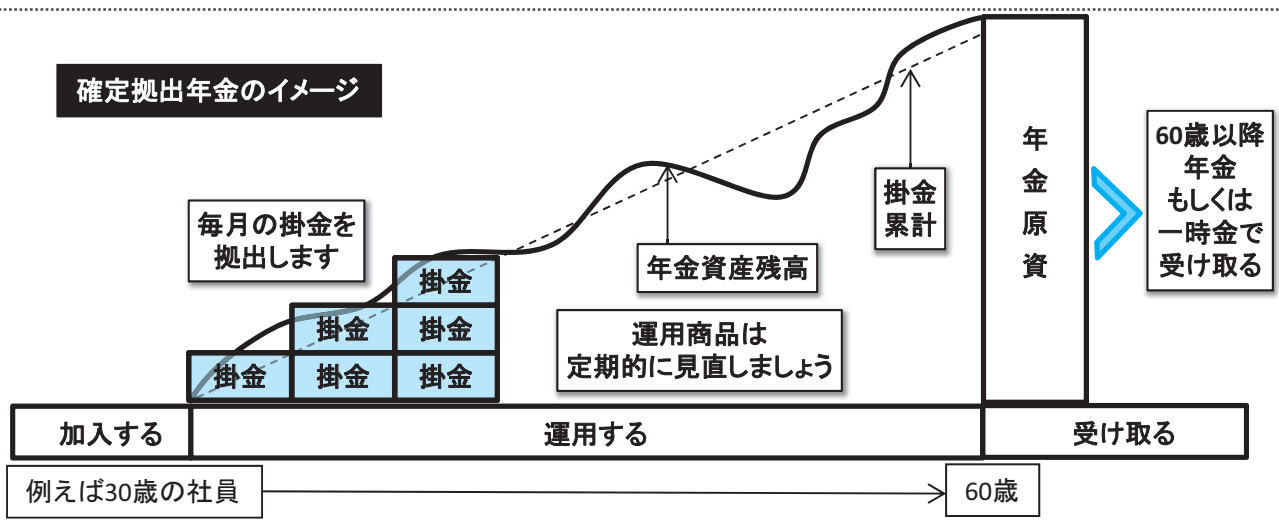
中小企業の経営者・役員・従業員の年金づくりに最適なプランです。

こんな悩みのある企業様におすすめです！

- ✓ 従業員全員に新しい制度について説明、加入させるのは困難。
- ✓ 企業型の導入を検討したが拠出金が負担。
- ✓ 導入後の投資教育についてわからない。



確定拠出年金のイメージ



確定拠出年金 3つのメリット

Point1【拠出時】
毎月の掛金は社会保険料の算定外となり、所得税軽減効果の期待

Point2【運用中】
運用期間中の運用益は非課税

Point3【受取時】
受取方法で公的年金控除・退職所得控除が適用

株式会社神奈川保険グループ
横浜市南区宮元町1-21-15
TEL:045-716-0002

FAX ⇨ 045-716-0005

切り取らずにこのままファックスしてください

会社名： _____ 役職： _____

お名前： _____

メール： _____ お電話番号 _____

お問合せ内容

- ☐ 制度詳細について ☐ 加入資格について ☐ 社会保険料や所得税の削減効果について
☐ その他



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



—団体業務災害補償保険制度—

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長!!

作業中に高所から落ち、従業員が亡くなりました!!



社長!!

従業員が過労自殺して使用者責任を問われています!!

社長!!

セクハラにより会社が訴えられています!!

社長!!

不当解雇が原因で損害賠償請求をされています!!

最近の労災高額損害賠償例では、**1億円を大きく超えた判決**となるものがあり、**脳・心臓疾患と精神障害**によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害
1億3,500万円	2002年	26歳	大学病院	研修医が過剰な勤務により過労死	心疾患過労死
1億6,800万円	2000年	24歳	広告代理店	過剰な長時間労働によりうつ病となり自殺	(うつ病)過労自殺
1億6,524万円	1994年	(開示なし)	木材加工販売	木材積み込み作業中、チップ原木が落下し1級障害	災害後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上(045-461-0697)までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL	FAX		
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先> 【取扱代理店】

三井生命保険株式会社

横浜支社 TEL:045-345-4201
横浜北支社 TEL:045-474-4780
町田支社 TEL:042-722-6368
湘南支社 TEL:0466-23-3721

【引受保険会社】

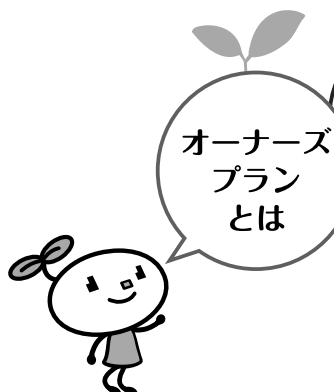
三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店横浜第二支社

住所:横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
TEL:045-461-8245
FAX:045-461-0697

三井生命保険株式会社

生命保険団体扱オーナーズプランのご案内

BESTパートナー
三井生命



「経営者のリスクマネジメント」を目的に
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

神奈川県中小企業団体中央会の会員組合の組合員
がご契約者の場合、団体扱*となり、一般扱(口座
振替毎月払等)よりも **割安な保険料** で
ご契約いただけます。

* 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱とし
てお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取り
まとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっ
ては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よりそう保険。



大樹 Taiju Select
セレクト

無配当保障セレクト保険

ひとつひとつの、夢によりそう。

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 三井生命ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 三井生命ビル4F TEL:042-722-6368

B-2018-1047 (2018.4)
使用期限 2019.3.31